

県営住宅を退去されるときの留意事項

1 県営住宅の退去

- (1) 県営住宅から無断で引越すことはできません。また、いかなる権利も譲渡することとはできません。
- (2) 退去されるときは、「**県営住宅明渡届**」を提出しなければなりません。
- (3) 「**県営住宅明渡届**」は、引越しされる10日前までに県営住宅指定管理者まで提出してください。(早目の提出をお願いします。)
- (4) 退去検査日は、すべての荷物を搬出したのち、明渡日までに受けてください。
- (5) 退去検査日は、原則として巡回管理人が各団地を巡回する日になります。

2 退去検査の受け方

- (1) 退去検査は、退去者と立会のうえで、巡回管理人が行います。
- (2) 増設等の施設がある場合は、引越される前日までに自費で撤去してください。
- (3) 入居者ご自身が設置した施設(浴槽、風呂釜、湯沸かし等)は、撤去してください。残存物がある場合は、撤去・処分費用を負担していただきます。
- (4) 住宅内外の清掃、台所の換気扇の清掃等は退去時に必ず行ってください。未実施又は不十分な場合は、清掃等にかかる費用を負担していただきます。

3 退去修繕費の入居者負担

入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗等は、入居者負担となります。

入居者が自ら原状回復(修繕・撤去等)できない場合は、県が算定する費用を負担していただきます。

例 : 畳を焦がした場合や襖・壁に穴を開けた場合
ガラスを破損した場合
返還すべき鍵を紛失した場合
家財・ゴミ等を住戸内に残した場合 など

4 退去修繕費延滞金

退去の際に発生する退去修繕費を納期限までに納めないときは、民法に定める法定利率の延滞金が課されます。(根拠：県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例)

5 電気・ガス・水道・電話の解約

引越しの際には、電気・ガス・水道・電話の解約手続を必ず行ってください。

また、元栓を締め、ブレーカーを切って退出してください。

これらを怠ると、退去後も退去者に請求される場合があります。